

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

総社市教育委員会規則第4号

総社市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第4条 事務局に教育次長、<u>参与及び参事</u>を置くことができる。 2及び3 略</p> <p>4 学校教育課及び<u>子ども夢づくり課</u>に指導主幹又は指導主事を、<u>並びに生涯学習課</u>に社会教育主幹又は社会教育主事を置く。</p> <p>5 教育次長、<u>参与</u>、参事、課長、課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹、社会教育主幹、係長、主査、主任、指導主事及び社会教育主事は、職員をもって充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>参与又は参事</u>は、上司の命を受け、特定の事項を処理し、教育次長に事故があるときは、特定の事項についてその職務を代理する。</p> <p>(教育長専決事項等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>次の各号に掲げる事務</u>を教育長に委任する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 事務局に教育次長、参事を置くことができる。 2及び3 略</p> <p>4 学校教育課に指導主幹又は指導主事を、<u>事務局（庶務課及び学校教育課を除く。）</u>に社会教育主幹又は社会教育主事を置く。</p> <p>5 教育次長、参事、課長、課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹、社会教育主幹、係長、主査、主任、指導主事及び社会教育主事は、職員をもって充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 参事は、上司の命を受け、特定の事項を処理し、教育次長に事故があるときは、特定の事項についてその職務を代理する。</p> <p>(教育長専決事項等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>予定価格の設定に関する事務</u>を教育長に委任する。</p>

改正後

- (1) 予定価格の設定に関する事務
- (2) 総社市立学校管理規則（平成17年総社市教育委員会規則第8号）第24条第3項に規定する学校評議員の委嘱に関する事務
- (3) 総社市立学校関係者評価委員会設置要綱（平成25年総社市教育委員会告示第5号）第2条第2項に規定する学校関係者評価委員の委嘱に関する事務

(代決の順序)

第11条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決する。

正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者
教育長	教育次長	<u>参与</u> 、主務参事、主務課長又は主務課長代理
教育次長	<u>参与</u> 、主務参事、主務課長又は主務課長代理	主務主幹（課長級及び課長補佐級）、主務課長補佐、主務指導主幹又は主務社会教育主幹
略	略	略

(代決の例外)

第12条 前条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、輕易又は定例的な事項に限り、教育長にあつては教育次長に、教育次長にあつては参与又は参事に、課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹又は社会教育主幹を置く課の課長にあつてはあらかじめ教育長の承認を経て課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹又は社会教育主幹に、その事務を常時代決させることができる。

(文書の取扱い)

第23条 略

(服務)

第24条 略

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

改正前

(代決の順序)

第11条 正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決する。

正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者
教育長	教育次長	主務参事、主務課長又は主務課長代理
教育次長	主務参事、主務課長又は主務課長代理	主務主幹（課長級及び課長補佐級）、主務課長補佐、主務指導主幹又は主務社会教育主幹
略	略	略

(代決の例外)

第12条 前条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、輕易又は定例的な事項に限り、教育長にあつては教育次長に、教育次長にあつては参事に、課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹又は社会教育主幹を置く課の課長にあつてはあらかじめ教育長の承認を経て課長代理、主幹、課長補佐、指導主幹又は社会教育主幹に、その事務を常時代決させることができる。

(その他)

第23条 略

(服務)

第24条 略

改正後					改正前				
別表（第10条関係） 1 人事に関する事項					別表（第10条関係） 1 人事に関する事項				
事項	教育次長	課長	合議	摘要	事項	教育次長	課長	合議	摘要
1 年次有給休暇の届出の受理に関すること。	参与 参事 課長（相当職を含む。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下非常勤特別職の職員			1 年次有給休暇の届出の受理に関すること。	参事 課長（相当職を含む。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下非常勤特別職の職員		
略					略				
3 旅行命令及びその復命に関すること。 (1) 県内	参与 参事 課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下非常勤特別職（嘱託員に限る。）			3 旅行命令及びその復命に関すること。 (1) 県内	参事 課長（相当職を含む。） 非常勤特別職（嘱託員を除く。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下非常勤特別職（嘱託員に限る。）		
(2) 県外（外国旅行を除く。）	参与以下				(2) 県外（外国旅行を除く。）	参事以下			
略					略				
7 管理職員特別勤務の命令に関すること。	参与 参事 課長（相当職を含む。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下			7 管理職員特別勤務の命令に関すること。	参事 課長（相当職を含む。）	課長補佐（相当職を含む。） 以下		
2～4 略 備考 略					2～4 略 備考 略				

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。